



福岡医発第 1101 号 (地)
平成 27 年 7 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費と生活保護の医療扶助に係る取扱いについて、今般、厚生労働省社会・援護局保護課及び健康局疾病対策課より、別添のとおり都道府県、指定都市及び中核市あてに通知が発出された旨、日本医師会より通知が参りました。

具体的には、現に特定医療費の支給認定を受けている者が生活保護開始となった場合又は特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が生活保護廃止となる場合には、開始又は廃止となった日（以下、「生活保護開始日等」という。）以降、新たな所得区分として取り扱うことを基本とするとされております。

なお、生活保護開始日等から特定医療費（指定難病）受給者証（以下、「受給者証」という。）の所得区分の差し替えまでの間に医療機関を受診した患者に係る自己負担額の取扱いにつきましては、医療機関は基本的に患者が提示した受給者証に記載された自己負担上限額に基づき請求すればよく、当該患者が受給者証の所得区分の差し替えまでの間に支払った医療費については、都道府県から患者へ償還払いすることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ74)

平成27年7月8日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

道永 麻里

特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費と生活保護の医療扶助に係る取扱いについて、今般、厚生労働省社会・援護局保護課及び健康局疾病対策課より、別添のとおり都道府県、指定都市及び中核市あてに通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、現に特定医療費の支給認定を受けている者が生活保護開始となった場合又は特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が生活保護廃止となる場合には、開始又は廃止となった日（以下、「生活保護開始日等」という。）以降、新たな所得区分として取り扱うことを基本とするとされております。

なお、生活保護開始日等から特定医療費（指定難病）受給者証（以下、「受給者証」という。）の所得区分の差し替えまでの間に医療機関を受診した患者に係る自己負担額の取扱いにつきましては、医療機関は基本的に患者が提示した受給者証に記載された自己負担上限額に基づき請求すればよく、当該患者が受給者証の所得区分の差し替えまでの間に支払った医療費については、都道府県から患者へ償還払いすることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて、別添写しのとおり都道府県、指定都市及び中核市宛に事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会より会員の方々への本取扱いの周知に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

また、医療機関での本取扱いに係る請求については、基本的には特定医療費（指定難病）受給者証に記載の自己負担上限額に沿って請求いただき、生活保護開始日から特定医療費（指定難病）受給者証の所得区分が差し替えられるまでの間に患者が支払った医療費については、都道府県から患者へ償還払いとなります。

医療機関において患者の方から本取扱いについて照会があった場合等は、お手数ですが、医療費助成の実施機関である都道府県に問い合わせ頂くようお願いいたします。

連絡先

厚生労働省健康局疾病対策課 宮崎、松本

T e l : 03-5253-1111（内 2982）

E-mail : nanbyou22@mhlw. go. jp

事務連絡
平成27年 6月25日

都道府県	}	御中
各 指定都市 生活保護担当課		
中 核 市		
各 都道府県 難病対策担当課		

厚生労働省 社会・援護局保護課
健康局疾病対策課

特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて

日頃から厚生労働行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記について、下記のとおり整理しましたので関係機関への周知方お願いいたします。

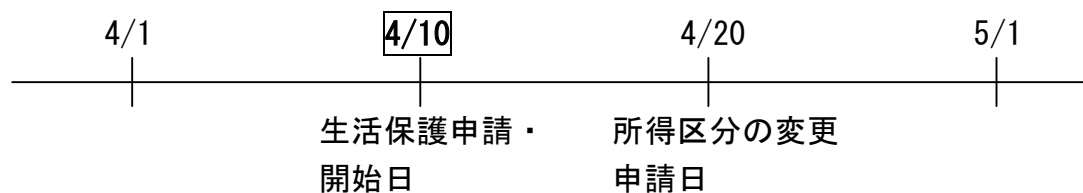
記

現に特定医療費の支給認定を受けている者が生活保護開始となった場合、当該者の特定医療費の所得区分については申請又は都道府県の職権により変更認定を行い、生活保護開始日以降、「生活保護」として取り扱うことを基本とすること。

特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が生活保護廃止となる場合、特定医療費の所得区分については申請又は都道府県の職権により、所得区分「生活保護」から変更認定を行い、生活保護廃止日以降、新しい所得区分（「低所得Ⅰ」、「低所得者Ⅱ」等）として取り扱うことを基本とすること。

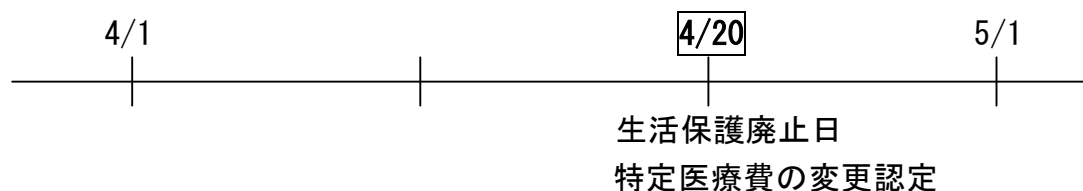
また、医療機関での患者の自己負担額は、難病の医療受給者証の自己負担上限額に沿った額となるため、福祉事務所においては、特定医療費の支給認定を受けている患者が生活保護を開始する場合及び特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が生活保護を廃止する場合には、各都道府県の難病対策担当課あてに情報提供いただくよう御協力願いたい。

○現に特定医療費の支給認定を受けている者が生活保護開始となった場合



※生活保護開始日(4/10)から所得区分を「生活保護」とする。

○現に特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が生活保護廃止となる場合



※生活保護廃止日(4/20)から、特定医療費においても所得区分「生活保護」を変更認定し、変更認定日以降新しい所得区分とする。